

令和 8 年度 鬼籠野地区防災施設整備実施設計業務委託

仕 様 書

令和 8 年 9 月

神山町

目 次

1. 業務概要
 - 1.1 業務名
 - 1.2 業務目的
 - 1.3 履行期間
 - 1.4 履行場所
2. 業務内容
 - 2.1 業務範囲
 - 2.2 業務内容
 - (1) 駐車場の整備
 - (2) 周辺整備
 - (3) 消防詰所建設に伴う整備
 - (4) 進入路の整備
 - (5) 地元説明会の資料作成
 - (6) 施工計画・仮設計画
 - (7) 概算事業費の算出
 - (8) 測量作業
 - (9) アスベスト調査
 - 2.3 準拠する法令等
3. 実施体制
 - 3.1 管理技術者
 - 3.2 照査技術者
 - 3.3 打合せ協議
 - 3.4 関係機関協議
4. 成果物
 - 4.1 成果品
 - 4.2 電子データ
5. 照査
 - 5.1 照査計画
 - 5.2 照査報告書作成
6. その他事項
 - 6.1 秘密保持に関する事項
 - 6.2 個人情報保護に関する事項
 - 6.3 著作権に関する事項

6.4 疑義等

1. 業務概要

1.1 業務名

令和 8 年度 鬼籠野防災施設整備実施設計業務委託

1.2 業務目的

本業務は、旧鬼籠野小学校プールの解体及び既存駐車場との一体的な整備により、防災用品の集積基地としての機能確保並びに消防団訓練場及び駐車場の整備を図るため、造成設計を実施するものである。また、消防詰所の移設に伴う給排水設備及び進入口の設計を行い、施設の機能性の向上を図ることを目的とする。

1.3 履行期間

契約の日の翌日から令和 9 年 3 月 3 1 日

1.4 履行場所

名西郡神山町鬼籠野字東分 旧鬼籠野小学校敷地内

1.5 適用範囲

本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「徳島県設計業務共通仕様書」及び「徳島県測量作業共通仕様書」に基づき、業務を行うこと

2. 業務内容

2.1 業務範囲

本仕様書は「令和 8 年度 鬼籠野防災施設整備実施設計業務委託」（以下「本業務」という）に適用する。

2.2 業務内容

本業務の主な業務内容は以下に示す。

(1) 駐車場整備

①敷地面積： 800 m²

②業務内容：鬼籠野小学校プール取壊し、埋め立て造成する

プール沿いコンクリート上部マットのアスベストの調査を行うこと
造成高さは、既存駐車場と一体的に利用できるように計画すること
造成地周囲の擁壁を嵩上げし、ネットフェンスを設置すること
既存排水溝は、暗渠排水工として利用すること
プール用具室はアスベストの調査を行い取壊し計画をすること
プールへの注水管から地上式消火栓(40 又は 50mm)を設置すること

(2) 周辺整備

①プールと隣接するフェンス、生垣などの垣根を撤去し、藤棚も撤去すること

- ②旧幼稚園前の倉庫はアスベストの調査を行い取壊し計画をすること
- ③グラウンド内のブランコ南側に日除け用の片側支柱グラウンドベンチを設置すること
- (3) 消防詰所建設に伴う整備
 - ①体育館横の浄化槽へ接続する下水道管及び上水道管を設置すること
- (4) 進入路の整備
 - ①県道21号線からの進入箇所の縦断修正を行うこと
- (5) 地元説明会の資料作成
 - ①説明用資料の作成
 - ②地元関係者の意見等を踏まえた設計内容の再検討及び必要な修正
- (6) 施工計画・仮設計画
 - ①事業を実施するにあたり、施工計画及び仮設計画を作成すること
 - ②プール用具室などの取壊しは、アスベスト飛散対策を計画すること
- (7) 概算事業費の算出
 - ①事業実施に必要な概算事業費を算出すること
 - ②必要に応じて見積書を徴収すること
- (8) 測量作業
 - ①進入路付近の横断測量と現地測量を実施すること
- (9) アスベスト調査
 - ①プール周辺及び併設の小屋2棟についてアスベスト調査を実施すること
 - ②アスベスト含有分析はJIS A 1481-1による定性分析を原則とすること

2.3 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする

- (1) 道路構造令の運用と解説
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (3) 建設リサイクル法
- (4) 大気汚染防止法
- (5) 道路法
- (6) 徳島県設計業務共通仕様書
- (7) 徳島県測量作業共通仕様書
- (8) 神山町地域防災計画
- (9) まちを将来世代につなぐプロジェクト

上記以外の法令等に準拠する場合、監督職員の承認を得ること

3. 実施体制

3.1 管理技術者

- (1) 受注者は、契約書の規定に基づき本業務の管理技術者を定め、発注者に通知しなければならない
- (2) 管理技術者の資格要件は以下とする
 - ・技術士（総合技術監理部門：建設部門）

- ・技術士（建設部門）
 - ・RCCM
 - ・認定技術管理者
 - ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）
- (3) 管理技術者は契約図書に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする
- (4) 管理技術者は、やむを得ない理由がない限り変更できない

3.2 照査技術者

- (1) 受注者は業務の実施にあたり、照査を適切に実施しなければならない。そのため、照査技術者を定め、発注者に通知しなければならない
- (2) 照査技術者の資格要件を以下とする
- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門）
 - ・技術士（建設部門）
 - ・RCCM
 - ・認定技術管理者
 - ・土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）
- 又は、これと同等の能力と経験を有するものでなければならない
- (3) 照査技術者は管理技術者を兼ねることは出来ない
- (4) 照査技術者は、やむを得ない理由がない限り変更できない

3.3 打合せ協議

- (1) 本業務を適正且つ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に綿密な連絡をとり、業務の実施方針や条件などの疑義を正すものとする。その内容については、受注者が打合せ記録簿に記載し、相互に確認しなければならない。尚、連絡に電子メールを活用することを妨げないが、電子メールであっても打合せ記録簿に記載すること
- (2) 管理技術者は、初回と最終時の打合せ協議に出席するものとする
- (3) 打合せは対面方式を基本とし、受発注者間の合意で Web 方式を採用することを妨げない

3.4 関係機関協議

- (1) 本業務を適正且つ円滑に実施するため、必要な関係機関と協議を行うものとする
- (2) 関係機関との協議資料は、受注者が作成するものとする
- (3) 関係機関から指示された許認可等の書類は、受注者が作成するものとする

4. 成果物

4.1 成果品

- (1) 本業務の成果品は以下とする

品 目	部 数	備 考
成果報告書	2	A4 版 チューブファイル製本
電子データ	1	CR-R 又は DVD-R

4.2 電子データ

- (1) 電子データは、ウィルスチェック済の媒体で提出すること
- (2) CAD データは、監督職員が指示する形式で提出すること

5. 照査

5.1 照査計画

- (1) 照査技術者は照査計画を作成のうえ、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない
- (2) 照査技術者は設計図書の定め、又は監督職員の関する節目ごとに照査を行う

5.2 照査報告書作成

- (1) 照査技術者は節目ごとに実施した照査結果を取りまとめ、管理技術者に提出して成果報告書に編綴する

6. その他事項

6.1 秘密保持に関する事項

(1) 基本的事項

- 第 1 受注者（以下「乙」という）は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。（管理体制）
- 第 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。（作業場所の特定）
- 第 3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。（サービスレベルの保証）
- 第 4 乙は、発注者（以下「甲」という）が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。
2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。（情報資産の種類と範囲、アクセス方法）
- 第 5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。（業務従事者への周知及び教育）

- 第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。
(目的外利用及び提供の禁止)
- 第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。(情報の適正な管理)
- 第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。(再委託の禁止)
- 第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。(情報資産の返却及び廃棄)
- 第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。(報告)
- 第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。
2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。(監査及び検査)
- 第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。(情報セキュリティインシデントの公表)
- 第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。(契約解除及び損害賠償)
- 第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。(ポリシー改定時の対応)
- 第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。
2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。

6.2 個人情報保護に関する事項

(1) 基本的事項

- 第1条 乙は、個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実

施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。（資料等の返還）

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。（従事者への周知）

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。（調査）

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。（事故報告）

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする

6.3 著作権に関する事項

第1条 受注者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。

第2条 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の

内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。

第3条 発注者は、成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

第4条 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者又は発注者が指定する者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

第5条 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用、複製又は翻案し、当該成果物の内容を公表することができる。

第6条 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

6.4 疑義等

(1) 本業務を行うにあたり、疑義を生じた場合、監督職員と協議を行うこと。